

千葉県告示第829号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和7年9月24日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年9月24日

千葉市長 神谷俊一

道路の種類、路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
市道 板倉町14号線	緑区板倉町656番6から 緑区板倉町657番1まで	前	1.75 ～2.31	119.7
		後	3.65 ～3.80	103.9